

株 主 各 位

第11期定時株主総会招集ご通知

企業集団の現況に関する事項

- (1) 事業の経過及びその成果
- (2) 対処すべき課題
- (3) 財産及び損益の状況
- (4) 主要な事業内容
- (5) 主要な事業所
- (6) 従業員の状況
- (7) 主要な借入先及び借入額
- (8) 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めがあるときの権限の行使に関する方針

会社の株式に関する事項

会社の新株予約権に関する事項

会社役員に関する事項

- (1) 責任限定契約の内容の概要
- (2) 補償契約の内容の概要
- (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等
- (4) 社外役員に関する事項

会計監査人の状況

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

会社の支配に関する基本方針

連結貸借対照表

連結損益計算書

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

貸借対照表

損益計算書

株主資本等変動計算書

個別注記表

連結計算書類に係る会計監査報告

計算書類に係る会計監査報告

監査役会の監査報告

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

ENECHANGE株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当社グループは決算期変更に伴い、前連結会計年度は15ヶ月の変則決算となっております。このため、前連結会計年度との比較は行っておりません。

当連結会計年度における我が国経済は、企業収益の改善や雇用・所得環境の持ち直しを背景に、緩やかな回復基調で推移いたしました。他方、為替の円安基調の長期化や米国を中心とした通商政策の変化に伴う物価上昇圧力に加え、主要各国の金融政策が転換局面を経て高水準で推移していること等から、金融・為替市場の変動性は引き続き高い状況にあります。更に、ウクライナ情勢の長期化やイスラエル及び米国によるイラン攻撃を契機とした中東情勢は急速に緊迫度を深めていること等から、地政学リスクは依然として解消されておらず、エネルギー価格の動向を含めた景気の先行きについては不透明な状況が継続しております。

当社グループが属するエネルギー業界を取り巻く環境においては、ウクライナ危機による資源価格の激しい変動を経て、一定の落ち着きを見せたものの、足もとでは中東情勢の緊迫が高まる等、地政学的リスクや為替動向の影響を受けやすい状況は継続しており、引き続き価格変動リスクへの注視が続く状況となりました。小売電力市場においては、ウクライナ危機による一時的な高騰後は一部の新電力を中心に顧客獲得に向けた動きが活発化した一方で、中東情勢等の外的要因の影響から消費者及び事業者における電気料金をはじめとしたエネルギー価格の動向への関心は再び高まっております。

このような状況を背景に、電力各社が提供する料金メニューは急速に多様化しております。従来の燃料費調整制度に準拠したプランに加え、卸電力取引所の価格を反映する「市場連動型」や、価格変動リスクを排除した「完全固定型」、更にはこれらを組み合わせた各社独自の「独自燃料費調整」等、契約形態の複雑化が顕著となっております。こうした市場環境の変化を受け、家庭及び法人需要家においては、最適な電力プランの選択や価格変動リスクへの対応が喫緊の課題となっております。これに対し、当社のプラットフォームが有する情報提供機能、並びに営業によるコンサルティング機能の重要性が一段と高まった結果、中立的な立場から複雑なプランを比較・解説できる当社の市場プレゼンスは着実に向上いたしました。

加えて、需要家向けサービスにとどまらず、供給側である新電力各社におけるニーズも変容しております。具体的には、電源調達の最適化や環境価値（非化石証書等）の調達支援といった川上領域における機能提供への要望が強まっており、当社の事業領域を更に広げる新たな収益機会となっております。

また、2025年2月に閣議決定された第7次エネルギー基本計画においても、生成AIの普及によるデータセンターの増設や半導体工場の新增設等を背景とした電力需要の増加が見込まれており、エネルギー需給構造の変化が加速していくものと想定されます。

このような環境のもと、当社グループでは、2025年6月23日付「事業計画及び成長可能性に関する事項」に記載のとおり、当社事業領域において、エネルギー流通を支えるプラットフォームとして、日本のエネルギーコスト・環境コストの低減に資するソリューションを提供することに取り組んで参りました。当社プラットフォームにおける顧客への提供価値を高め、介在する電力量を最大化することを目標に、具体的なソリューションとして、既存の「電力切替支援」、「SaaS・システム開発」の提供に加え、中期経営計画期間（2026年3月期-2028年3月期）において、「新電力向け基幹システム開発」、「電源調達支援」、「分散型リソース提供・制御」の提供を順次予定しております。

以上の結果、当連結会計年度の当社グループの業績は、売上高6,697,531千円、営業利益592,811千円、経常損失148,737千円、親会社株主に帰属する当期純利益は130,918千円となっております。

また、セグメント別の経営成績につきましては、当連結会計年度より、報告セグメントを従来の「エネルギープラットフォーム事業」、「エネルギーデータ事業」及び「EV充電事業」の3区分から、「エネルギー流通プラットフォーム事業」の単一セグメントに変更しております。

各ソリューションの経営成績は、次のとおりであります。

①電力切替支援

「電力切替支援」の売上高は5,116,109千円となりました。家庭向け電力切替ではユーザー獲得戦略の見直し等により継続ユーザー数は270,278件と微減、法人向けでは小規模拠点での獲得伸長等により法人向け継続拠点数は17,718件と増加いたしました。

当連結会計年度の取り組みとして、電力・ガス切替比較プラットフォームである「エネチェンジ Home 電気・ガス比較」及び「エネチェンジ Biz 電力最適診断」の両サービスにおいては、電力ガス事業者との連携をこれまで以上に強化しております。あわせて、AIの急速な普及を背景に、AI検索最適化（AIO）の強化や検索エンジンを介さない集客チャネルにも対応できるよう、主力サービスである当該切替比較サイトの大型改善に着手したほか、引越しに伴うタスク管理やライフライン（電気・ガス・水道等）の手続きをLINE上で完結できる新サービス

「エネチェンジ Home 引越しWeb簡単サポート」の提供を開始いたしました。

②SaaS・システム開発

「SaaS・システム開発」の売上高は1,137,361千円となりました。電力ガス事業者向けに顧客ポータルや料金シミュレーション、申し込みシステム、家庭向けDR（デマンドレスポンス）サービス等を提供するデジタルソリューション「エネチェンジ Utility」の既存顧客への継続的なサービス提供やアップセル・クロスセルに注力しており、顧客数は42社で横ばいとなっております。

当連結会計年度においては、中期経営計画期間（2026年3月期-2028年3月期）での新ソリューションである「新電力向け基幹システム」の開発に着手しており、2027年3月期中に第1号顧客へサービスを提供開始することを予定しております。

(2) 対処すべき課題

世界的な脱炭素社会への転換に向けた潮流のもと、エネルギー業界を取り巻く環境は、日本政府による「GX実現に向けた基本方針」が閣議決定（注1）されるなど、長期的な観点でグリーントランスフォーメーション（GX）の推進が重要視されております。

脱炭素社会を実現するためには、1 電力網の脱炭素化、2 交通の電化、3 食の改善、4 自然保護、5 製造業の浄化、6 二酸化炭素の除去といった手法が有効とされております（注2）。

中長期的には、AIの普及やデータセンターの増設等を背景に電力需要の増加が見込まれております。また、脱炭素社会の実現や持続可能なエネルギーインフラの構築が求められています。一方で、電力小売全面自由化や再エネ大量導入等により、エネルギー選択は広がりみせる反面、その仕組みはますます複雑化しております。

そのような環境において、当社グループは、「エネルギーの未来をつくる」というミッションを掲げ、エネルギー分野特化型の「エネルギーテック」企業グループとして、生活者や企業といったエネルギー需要家と小売電気事業者をはじめとするエネルギー事業者双方に対し、ソリューションを提供しております。また、増加する電力需要や複雑化するエネルギーに関する選択肢に対応するため、当社は、自社ソリューションを深化・多角化し、日本のエネルギー流通を支えるとともに、エネルギーコスト・脱炭素コストの最適化に貢献することを目指しております。

上記活動を通じて、当社グループは、中長期においてフリーキャッシュ・フローの最大化による企業価値の向上を重視しております。そのために、キャッシュフローの源泉である売上高を「顧客数」×「ARPU」と定義し、高い売上高成長率とともに安定した経営基盤を構築するために、積極的な成長投資を通じた「顧客数の最大化」と「継続的なサービスラインナップの拡充を通じた顧客提供価値の増大によるARPUの向上」に取り組んでまいります。

上記を踏まえ、当社グループとして取り組むべき主な課題は以下の項目と認識しており、課題の解決に向けた取り組みを進めております。

- (注) 1. 2022年7月27日から内閣総理大臣を議長とするGX実行会議が開催され、2022年12月に基本方針が取りまとめられ、その後、パブリックコメント等を経て、2023年2月10日に閣議決定。
2. ジョン・ドーア著「Speed & Scale」参照。

<競争優位性の確保について>

①ストック型収益基盤の強化

当社グループは「エネルギー流通プラットフォーム事業」を展開しておりますが、今後持続的な成長を維持するためには、ストック型収益基盤のより一層の強化が必要であると考えており、主なソリューション毎に以下のような取り組みを強化してまいります。

「電力切替支援」においては、家庭・法人ユーザーの電力契約切替以降、提携電力・ガス会社より継続的に収受するストック型の切替報酬並びにプラットフォームの基本利用料が、ストック型収益の基盤であることから、ユーザーの電気・ガス代の従量制で継続的に発生するストック型の切替報酬の対象となる継続報酬対象ユーザー数が重要な指標となります。そのため、高まるエネルギーコスト見直し需要を的確に捉え、プラットフォーム全体のユーザー獲得の最大化と、収益性を重視した獲得戦略を展開いたします。

家庭向けサービスにおいては、オンライン・オフライン双方における獲得チャネルの多角化を進め、潜在層へのリーチを強化いたします。同時に、付帯サービスの拡販や電力需要家と提携事業者双方にとって価値の高いマッチングを推進して送客単価の向上を図り、獲得件数の成長と利益率の改善を両立してまいります。法人向けサービスにおいては、営業体制の更なる最適化を通じて新規獲得の効率性を高めるとともに、既存顧客に対するエンゲージメントの強化を図ります。解約率の低減に注力することで、持続的なストック収益の積み上げを図り、強固な収益基盤を構築してまいります。

「SaaS・システム開発」においては、月額ソフトウェアライセンス料（保守運用費を含む）がストック型収益の基盤であるため、当社の提供サービスを導入している顧客数が重要な指標となります。将来の非連続な成長に向けた布石として、小売電気事業者向け基幹システム等の開発へ経営資源を優先的に投下いたします。併せて、一過性の収益である受託開発から、AIをネイティブに活用した開発体制への再構築を図るとともに、運用保守といったストック型収益モデルへの事業ポートフォリオの意図的な転換を進めております。これにより、短期的な売上高の規模にとらわれない、利益率重視の筋肉質な事業構造への変革を実現してまいります。

②エンジニア主体によるプロダクト開発の強化

エネルギー業界においては、今後のデジタル化の更なる進展に伴い、ビッグデータ解析やAIといった技術を活用したプロダクト開発の重要性がますます増してくるものと見込まれます。そのような中、当社グループでは、高いエンジニア比率を有する組織構造を保つことでエンジニア主体によるプロダクト開発を強化しております。コア技術を自社開発することを基本方針として、技術部門の陣容を強化しつつ、必要に応じてライセンス調達等を組み合わせながらプロダクトの開発強化を推進してまいります。これらの実現には、高い採用力を維持・強化することが必要であり、今後も採用活動には人的・資金的投資を積極的に行い、当社グループのミッションへの共感を軸とした採用力強化に注力していきます。なお、前述のとおり、今後次なる成長の柱となるプロダクトの開発に優先的に経営資源を投下していくことで、事業成長の最大化、そして利益拡大の加速に取り組んでまいります。

③資本政策に関する検討・強化

当社は、安定した財務基盤を活用し、投資効率を意識しつつ、適切な資金投下を検討しております。具体的には、①既存事業でのオーガニック成長を促す適切な投資、②M&A等のインオーガニック成長を図るための規律ある成長投資、③余剰資金による配当や株主優待等の直接的な株主還元、④自社株買い等による資本効率の向上等の現段階において検討可能な全ての選択肢を網羅的に比較検討を実施しており、資本政策についても積極的に検討を実施しております。当社は事業成長を担保し株主価値を向上させつつ、資本政策を通じて、適切な株主還元の実施を目指してまいります。

<管理体制の強化について>

①内部管理体制の強化

当社グループが継続的に成長を遂げていく上では、これに応じた内部管理体制の強化が重要な課題であると認識しております。経営の公正性・透明性を確保すべく、コーポレート・ガバナンスのさらなる充実に加え、内部統制システムの運用維持及び必要に応じた見直しを行うことにより、さらなる企業価値の向上に努めてまいります。

②情報管理体制の強化

当社グループが運営する事業においては、顧客情報や個人情報を多く取り扱っており、これらの情報管理体制の一層の強化が重要であると考えております。

当社はプライバシーマークを取得しており、関連する個人情報保護法令等に基づき、個人情報の適切な取り扱いに十分配慮しながら事業を遂行しております。また、「個人情報保護方針」を含む社内規程の整備並びに運用の徹底、個人情報に関する内部監査や社内研修の実施を通じて、これらの情報については厳正に管理しております。引き続き社内システムの一層のセキュリティ強化、社内研修の継続実施等を行い、情報管理体制を強化していく方針です。

③システムの安定的な稼働

当社グループが提供する各種サービスはインターネットを利用したサービスであり、システムの安定的な稼働が不可欠です。そのため、「システム管理規程」に基づき、不正アクセス対策、コンピュータウイルス対策、データの管理等の徹底を図っております。データベースについては、原則としてクラウドサービス上で構築・運用をすることでセキュリティを担保しており、クラウドサービスでカバーされない範囲については、データベースの暗号化やセキュリティパッチの自動適用等、必要と考えられる対策を行っております。今後はユーザー数の増加や取り扱いデータ容量の拡大に伴うシステム投資、適切な人員体制の拡充を計画的に行うとともに、データのバックアップ体制強化についても努めてまいります。

(3) 財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況

区分	2022年度 第8期	2023年度 第9期	2024年度 第10期	2025年度 第11期 (当連結会計年度)
売上高 (千円)	3,734,068	4,379,001	6,715,556	6,697,531
経常損失 (△) (千円)	△1,156,664	△2,404,967	△2,081,198	△148,737
親会社株主に帰属する 当期純利益 又は 親会社株主に帰属する 当期純損失 (△) (千円)	△1,315,060	△4,985,167	△1,273,466	130,918
1株当たり当期純利益 又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	△44.01	△163.55	△36.27	3.06
総資産 (千円)	6,758,823	5,564,807	7,411,744	7,657,775
純資産 (千円)	3,502,462	△1,479,226	4,551,681	4,781,875
1株当たり純資産額 (円)	116.21	△49.97	106.50	110.49

- (注) 1. 1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純損失 (△) は、期中平均発行済株式数により算出しております。
2. 2022年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っており、第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純損失 (△) を算出しております。
3. 当社グループは、決算期変更に伴い、第10期は15ヶ月の変則決算となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

区分	2022年度 第8期	2023年度 第9期	2024年度 第10期	2025年度 第11期 (当事業年度)
売上高 (千円)	3,354,638	4,264,731	6,631,684	6,697,531
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	△1,139,725	△650,012	△1,142,928	386,112
当期純利益 又は 当期純損失 (△) (千円)	△1,153,947	△3,106,575	△3,430,474	103,100
1株当たり当期純利益 又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	△38.62	△101.92	△97.71	2.41
総資産 (千円)	6,849,684	5,584,985	7,233,804	7,462,974
純資産 (千円)	3,630,525	506,288	4,378,898	4,531,800
1株当たり純資産額 (円)	120.46	16.37	102.44	104.66

- (注) 1. 1株当たり当期純利益 又は 1株当たり当期純損失 (△) は、期中平均発行済株式数により算出しております。
 2. 2022年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っており、第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益 又は 1株当たり当期純損失 (△) を算出しております。
 3. 当社は、決算期変更に伴い、第10期は15ヶ月の変則決算となっております。

(4) 主要な事業内容（2026年3月31日現在）

当社グループはエネルギー流通プラットフォーム事業を行っており、エネルギーコスト・環境コストの低減といった課題に応じたソリューションサービスを提供しております。

事業	事業内容
エネルギー流通プラットフォーム事業	電力切替支援 家庭向け電力切替比較サイト「エネチェンジ Home 電気・ガス比較」、法人向け電力切替比較サービス「エネチェンジ Biz 電力最適診断」等の運営・提供 SaaS・システム開発 電力・ガス事業者向け顧客ポータル、料金シミュレーション、申し込みシステム、DR等のデジタルソリューション「エネチェンジ Utility」の開発や新電力向け基幹システム開発

(5) 主要な事業所（2026年3月31日現在）

名称	所在地
当社（本社）	東京都港区

(6) 従業員の状況（2026年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
191名	5名増

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。）は、年間の平均臨時雇用者数の総数が従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
2. 当社グループは単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
191名	8名増	37歳	2.7年

- (注) 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。）は、年間の平均臨時雇用者数の総数が従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

(7) 主要な借入先及び借入額 (2026年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	426,362千円
株式会社日本政策金融公庫	140,000千円

(8) 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めがあるときの権限の行使に関する方針

当社は、機動的な資本政策および配当政策を遂行するため、取締役会の決議によって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めております。

基本方針：当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題の一つと認識しております。将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、継続的かつ安定的な配当や「資本政策」を行うことを基本方針としております。

配当指標：配当につきましては、引き続き事業拡大に向けた機動的な投資を優先しつつ、財務状況や今後の成長性を総合的に勘案し、株主の皆様への利益還元を検討していく方針です。現時点では具体的な配当性向の目標値は定めておりませんが、早期の安定的な配当等の実施を目指してまいります。

内部留保の使途：内部留保金につきましては、市場競争力を高めるための設備投資や研究開発、および新規事業への投資に充当し、企業価値の向上を通じてさらなる利益還元につなげていく方針です。

なお、剰余金の配当基準日は、期末配当は毎年3月31日、中間配当は毎年9月30日とする旨を定款に定めております。

会社の株式に関する事項（2026年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 84,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 42,868,284株（自己株式1,072株を含む）
- (3) 株主数 15,594名
- (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
伊藤忠エネクス株式会社	7,375,000株	17.20%
JICVGIオポチュニティファンド1号投資事業有限責任組合	3,784,200株	8.83%
株式会社SBI証券	3,741,200株	8.73%
MSCO CUSTOMER SECURITIES	3,710,000株	8.65%
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	1,774,374株	4.14%
ENERGY STATION COMPANY LIMITED	1,269,400株	2.96%
有田 一平	1,223,788株	2.85%
上田八木短資株式会社	1,200,000株	2.80%
ポート株式会社	570,800株	1.33%
株式会社エプコ	340,000株	0.79%

(注) 持株比率は自己株式 1,072株を控除し計算し、小数点第3位以下を四捨五入しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対して交付した株式の状況
該当事項はありません。
- (6) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

会社の新株予約権に関する事項

1. 当事業年度の末日に当社役員が保有する新株予約権等の内容の概要及び保有人数

名称		第9回新株予約権
発行決議の日		2024年2月1日付臨時株主総会決議
新株予約権の発行価額		新株予約権1個当たり1,100円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		1株当たり1,130円
新株予約権の行使期間		2026年4月1日から2034年2月16日まで
新株予約権の主な行使条件		(注)
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数 286個 目的となる株式の種類と数 普通株式 28,600株 保有者数 1名

(注) 新株予約権の行使条件は以下のとおりです。

(1)新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、(a)に定める条件をすべて達成し、かつ、(b)または(c)のいずれかの条件を達成した場合に限り、これ以降本新株予約権を行使することができ。念のため付言すると、各号の条件は同一の事業年度内で充足することを要するものではない。

(a) 2025年12月期乃至2032年12月期(※)までのいずれかの事業年度において、当社の有価証券報告書記載の監査済みの連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書)に記載された売上高が130億円以上、かつ経常利益が10億円以上となった場合

なお、上記における売上高及び経常利益の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書)に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。

また、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。なお、当該損益計算書に本新株予約権に係る株式報酬費用が計上されている場合には、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前経常利益をもって判定するものとする。

(b) 割当日から行使期間の満了日までにおいて、特定の連続する5営業日(当社の普通株式の普通取引が成立しない日を除く。)において、当該連続する5営業日の各日の当社の時価総額(以下の算定式によって算出するものとする。)がいずれも1,000億円以上となった場合

(算定式)

時価総額=(当社の発行済普通株式総数(※)－当社が保有する普通株式に係る自己株式数(※)×東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値)

(※)いずれも、当該連続する5営業日の各日における数値とする。

(c) 割当日から行使期間の満了日までにおいて、当社普通株式が東京証券取引所プライム市場に上場した場合

※2026年5月15日取締役会において、前連結会計年度の決算期変更に伴い、行使条件期間を変更後の決算期に合わせ「2026年3月期及至2033年3月期」へ変更する旨の決議を行っております。

- (2)新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由がある場合であって、かつ取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (3)本新株予約権者は、本新株予約権を行使する時まで継続して、当社及びその関係会社の取締役及び従業員並びにアドバイザー及びコンサルタントであることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (4)新株予約権の相続は、新株予約権者の法定相続人に限りこれを認める。但し、当該法定相続人は、新株予約権者の死亡から6か月を経過した後は、当該新株予約権を行使することができない。

名称		第10回新株予約権
発行決議の日		2025年6月23日付取締役会
新株予約権の発行価額		新株予約権1個当たり500円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		1株当たり355円
新株予約権の行使期間		2028年7月1日から2035年7月7日まで
新株予約権の主な行使条件		(注)
役員の保有状況	取締役(社外取締役を除く)	新株予約権の数 8,453個 目的となる株式の種類と数 普通株式 845,300株 保有者数 1名

(注) 新株予約権の行使条件は以下のとおりです。

- (1)新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、2028年3月期又は2029年3月期のいずれかの事業年度において、当社の有価証券報告書記載の監査済みの連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書)に記載された売上高及び調整後EBITDAが、下記(a)から(e)の各号いずれかの水準を満たした場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、当該各号に定める割合(以下、「行使可能割合」という。)の個数を限度として、本新株予約権を行使することができる。
- (a)売上高が83億円以上、かつ、調整後EBITDAが10億円以上の場合：行使可能割合20%
- (b)売上高が83億円以上、かつ、調整後EBITDAが12.5億円以上の場合：行使可能割合40%
- (c)売上高が83億円以上、かつ、調整後EBITDAが15億円以上の場合：行使可能割合60%
- (d)売上高が83億円以上、かつ、調整後EBITDAが17.5億円以上の場合：行使可能割合80%
- (e)売上高が83億円以上、かつ、調整後EBITDAが20億円以上の場合：行使可能割合100%
- (2)新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項において規定される関係会社をいう。以下同じ。)の取締役、執行役員、監査役、業務委託者又は従業員であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (3)新株予約権者が死亡した場合、上記②にかかわらず、新株予約権者の法定相続人のうち配偶者又は一親等の親族の1名(以下、「承継者」という。)が、新株予約権者が死亡した日から6か月を経過する日までの期間に限り、本新株予約権を行使することができる。但し、承継者が死亡した場合、承継者の相続人は本新株予約権を相続することができない。

- (4)次の各号に掲げる事項（以下、「組織再編事由」という。）が当社の株主総会（但し、第(b)号において当社の株主総会による承認を要さない場合及び第(f)号においては、当社の取締役会とする。）で承認された場合、当該承認の日から30日間に限り、当該承認の日において上記①乃至③の条件をすべてを満たす新株予約権の全数を行使することができる。(a)当社が消滅会社となる合併契約 (b)当社が分割会社となる分割契約又は分割計画（当社が、会社分割の効力発生日において、当該会社分割により交付を受ける分割対価の全部又は一部を当社の株主に交付する場合に限る。）(c)当社が完全子会社となる株式交換契約、株式移転計画又は株式交付計画 (d)株式の併合（当該株式の併合によりその時点において存続する当社の新株予約権の目的とする当社株式が1株に満たない端数のみとなる場合に限る。）(e)当社の普通株式に会社法第108条第1項第7号の全部取得条項を付して行う当社の普通株式の全部の取得 (f)当社の普通株式及び（その時点において当社の新株予約権が存続する場合）新株予約権を対象とする株式等売渡請求（会社法第179条の3第1項に定める株式等売渡請求を意味する。）
- (5)本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (6)各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

2. 当事業年度中に当社従業員に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

当事業年度中に当社従業員に対して職務執行の対価として交付した新株予約権等は「1.」に記載の第10回新株予約権のとおりであり、その区分別合計は下記の通りであります。

名称	第10回新株予約権
新株予約権の数	12,847個
目的となる株式の種類と数	普通株式 1,284,700株
当社従業員	12人

3. その他新株予約権等に関する重要な事項 該当事項はありません。

会社役員に関する事項

(1) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、各社外取締役及び各監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項各号に定める最低責任限度額としております。

(2) 補償契約の内容の概要

当社は、代表取締役CEO丸岡智也氏、代表取締役会長平田政善氏、取締役安達健祐氏、取締役藤田研一氏、常勤監査役日岡篤史氏、監査役登坂瑞穂氏、監査役鈴木有希氏との間において、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。ただし、各役員がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があった場合の費用については、当社が補償義務を負わないなど、一定の免責事由があります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険により、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を補填することとしております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役、執行役員並びに子会社の取締役及び監査役であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(4) 社外役員に関する事項

①社外役員の重要な兼職先との関係

社外取締役安達健祐氏は、株式会社ツガミの社外取締役を兼務しております。当社と兼務先の間には特別の利害関係はありません。

社外取締役藤田研一氏は、株式会社K-BRIC&Associatesの代表取締役社長、株式会社GreenBridgeSolutionsの代表取締役社長、三菱化工機株式会社の顧問を兼務しております。当社と兼務先の間には特別の利害関係はありません。

社外監査役日岡篤史氏は、ミライズエネチェンジ株式会社の監査役を2026年5月まで兼務しておりましたが、当社と兼職先の間には特別の利害関係はありませんでした。

社外監査役登坂瑞穂氏は、コカ・コーラ ボトラーズジャパン株式会社の法務統括部コーポレート法務部部長を兼務しております。当社と兼職先の間には特別の利害関係はありません。

社外監査役鈴木有希氏は、株式会社オーリーズの監査役を2026年4月まで兼務しておりましたが、当社と兼職先の間には特別の利害関係はありませんでした。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	安 達 健 祐	当事業年度開催の取締役会23回の全てに出席し、長年のエネルギーをはじめとした経済産業行政における経験や上場企業における社外取締役での経験から、経営の重要事項の決定に必要なかつ確な助言・提言を行っており、取締役会における多角的かつ健全な議論を牽引する役割を果たしております。
取締役	藤 田 研 一	当事業年度において、社外取締役就任後開催の取締役会16回の全てに出席し、エネルギー業界における経験やグローバル企業における主要役職での経験に基づく幅広い見識を活かして、経営の重要事項の決定に必要なかつ確な助言・提言を行っており、取締役会における多角的かつ健全な議論を牽引する役割を果たしております。
監査役	日 岡 篤 史	当事業年度開催の取締役会23回の全て及び監査役会18回の全てに出席し、上場企業における豊富な実務経験から議案審議等に必要なかつ確な助言・提言を行う他、取締役会との連携強化や、コンプライアンス・リスク管理委員会における主体的な発言等を通じ、取締役会が実効性の高い監督機能を担うために必要な役割を果たしております。
監査役	登 坂 瑞 穂	当事業年度開催の取締役会23回の全て及び監査役会18回の全てに出席し、弁護士としての専門的見地から議案審議等に必要なかつ確な助言・提言を行う他、外部期待を踏まえたコンプライアンスやガバナンス体制の在り方等について助言・提言を行っており、取締役会が実効性の高い監督機能を担うために必要な役割を果たしております。
監査役	鈴 木 有 希	当事業年度開催の取締役会23回の全て及び監査役会18回の全てに出席し、公認会計士としての専門的見地から議案審議等に必要なかつ確な助言・提言を行う他、外部会計監査人との連携等を通じて、取締役会が実効性の高い監督機能を担うために必要な役割を果たしております。

会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

監査法人アヴァンティア

(2) 会計監査人の報酬等の額

	監査法人アヴァンティア
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	48,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	48,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当連結会計年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが当社の事業規模や事業内容に適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額についての同意の判断を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

1. 監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断された場合、必要と認められるときは、監査役全員の同意により会計監査人を解任致します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において会計監査人を解任した旨と解任の理由を説明致します。
2. 監査役会は、会計監査人の監査の品質、職務遂行の状況等を総合的に勘案し、再任しないことが適切であると判断した場合には、会社法第344条の定めに従い、株主総会に提出する会計監査人の不再任に関する議案の内容を決定致します。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める業務の適正を確保するための体制として、取締役会において定めた「内部統制システム構築に関する基本方針」に基づき、内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下のとおりです。

(1) 業務の適正を確保するための体制

1. 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - a. 当社は、取締役に対しては「役員規程」において「法令及び定款、並びに株主総会及び取締役会の決議を遵守」すること、「常に、コンプライアンスの観点から自らの言動を律し、法令の遵守と会社の社会的責任を全うするよう努めること」を定め、執行役員に対しては「執行役員規程」において「会社法その他の法令又は会社の規則等に定める義務に違反すること」を禁止事項として定め、また従業員に対しては「就業規則」において「本規則、社内諸規定、通達、通知事項を守り、これらに違反し又は違反するおそれのある行為をしないこと」を遵守事項として定めている。
 - b. 当社は、企業行動規範として、「コンプライアンス規程」をはじめとするコンプライアンス諸規程を整備するとともに、これらを遵守することを全取締役及び全従業員に徹底させる。
 - c. 当社は、取締役会を設置し、法令・定款等の違反行為が発生した場合は、迅速に情報を把握し、その対処に努める。
 - d. 当社は、「内部通報規程」に基づき内部通報制度を構築し、法令・定款違反行為を未然に防止する。
 - e. 当社は、取締役、執行役員や従業員の法令・定款違反行為を認識したときには、取締役の場合には「役員規程」に則り、執行役員の場合には「執行役員規程」に則り、従業員の場合には「就業規則」に則り、懲戒処分の対処をする。
 - f. 当社は、執行部門から独立した内部監査室を置き、「内部監査規程」に基づき内部監査を実施する。内部監査室は、内部監査の計画・結果等について、代表取締役、取締役会及び監査役会に対し、定期的に報告を行う。また、内部監査室は、必要に応じて監査役会及び会計監査人と連携して監査を行い、三様監査の有機的な連携を図る。
 - g. 当社は、監査役会（少なくとも常勤の監査役）と内部監査室との間で、定期連絡会を開催し、相互に情報共有を行うことで、監査の実効性向上に努める。
 - h. 内部監査室長の人事評価に係る査定については、監査役会の同意を得るものとする。
 - i. 当社は、適正な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、経理及び決算業務並びに財務報告に関する規程やマニュアル等を制定すると共に「ポジションペーパーガイドライン」に則り、①会計上の見積、会計方針、連結財務諸表作成のための基本となる事項等の会計処理、注記事項等の開示、又は当社の見解を示す必要がある事故や不祥事等の特殊な事象であり、かつ、金額的又は質的重要性がある事項、並びに②会計監査人との協議により作成が必要と認められた事項についてはポジションペーパーを作成する。また、経理業務

から独立した担当者が評価し、財務報告に係る内部統制の環境整備と有効性向上を図る。

j. 反社会的勢力との一切の関係を遮断し、不当な要求等を受けた場合には毅然たる態度で対応するための制度を構築する。

2. 当社の取締役の職務の執行に関する情報の保存及び管理に関する体制

a. 当社は、「文書管理規程」に従い、経営一般に関する重要文書、決裁及び重要な会議に関する文書又は財務・経理に関する文書等、取締役の職務の執行に係る情報を含む重要な文書等について、適切に作成、保存、授受及び廃棄する。

b. 当社は、前号の規程において、保存期間、文書種別責任者、文書等（電磁的記録を含む。以下同じ）の保存及び廃棄の管理方法を定め、運用する。

3. 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

a. 当社は、「リスク管理規程」及び「コンプライアンス規程」において、種々のリスクを管理するための体制及びリスクマネジメントシステムを維持するための仕組等を定め、処々のリスクを定期的に、また、必要に応じて把握・評価する。

b. 当社は、上記の方針に則り、各執行役員は、全社的リスクにおいて自身が所管する各部門において顕在化している又は潜在的なリスクを識別及び分類を行い、識別又は分類されたリスクに関して、経営執行会議に報告する。

c. 経営執行会議は、前項に基づき報告されたリスクについて、評価を行ったうえで、必要と認めるリスクについて、コンプライアンス・リスク管理委員会に報告する。

d. コンプライアンス・リスク管理委員会はリスクマップを活用した継続的なリスク管理のため、四半期に1度モニタリングをする。また、対応状況を適宜モニタリングし、発生事案の早期関与やリスク情報の集約・整理を行うと共に、リスクマップは年間を通じた統制活動の結果を踏まえて、再評価・新規追加する等、毎年リスクマップの見直しを行う。

e. 経営上の重大なリスクに対してはコンプライアンス・リスク管理委員会において十分な審議を行った上で、必要に応じて取締役会にて適切に対応する。

f. 「内部監査規程」において、内部監査室に業務監査、会計監査、子会社・関連会社監査、特別監査の権限を与え、内部監査により会社の組織、制度及び業務が経営方針及び諸規程に準拠し、効率的に運用されているかを検証、評価及び助言することにより、不正、誤謬の未然防止、正確な管理情報の提供、財産の保全、業務活動の改善向上を図る。

4. 当社及び子会社の取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - a. 取締役会を四半期に2回定期に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を図る。
 - b. 取締役は、取締役会で定めた事業計画及び予算に基づき効率的な意思決定を行い、予算の進捗状況について取締役会に報告する。
 - c. 取締役会において月次業績のレビューを行い、改善策を策定する。
 - d. 「業務分掌一覧」「職務権限規程」を定め、業務執行を効率的に行うとともに実態に応じて適宜改正を行う。

5. 当社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制
 - a. 子会社の業務の円滑と管理の適正化を目的として、「関係会社管理規程」を定める。
 - b. 当社は、取締役会等の重要な会議において、出席する子会社取締役より、子会社の営業成績、財務状況及びその他の重要な情報について報告を受ける。
 - c. 当社内部監査室が子会社の業務執行、管理状況について内部監査を行い業務の適正を確保する体制を構築する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、及び、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - a. 当社において監査役会又は監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めたとき、当社は、当社の使用人の中から監査役補助者を任命するものとする。
 - b. 監査役職務を補助すべき使用人の任命、異動等の人事に係る事項の決定については、監査役会の事前の同意を得るものとする。
 - c. 当社は、監査役職務を補助すべき使用人が置かれた場合、当該使用人が監査役会及び監査役の指示に従うべき旨を当社の役職員に周知徹底する。

7. 当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査役会に報告するための体制その他監査役会への報告並びに報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - a. 取締役、執行役員及び使用人等（総称して以下本項において「使用人等」という）は、監査役会の定めに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。
 - b. 監査役への報告及び情報提供を以下のとおり行う。・取締役会での報告及び情報提供・各事業部長等へのヒアリング時の報告及び情報提供
 - c. 上記1、2に基づき報告を行った使用人等が、そのことを理由として、不利な取扱いを受けないように、使用人等に対しては、「内部通報規程」に準じた当事者保護の措置をとるものとする。

8. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、及び、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - a. 監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。
 - b. 監査役は、会計監査人及び内部監査室長と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。

- c. 監査役は、監査業務に必要と判断した場合は、弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができる。
- d. 監査役は、取締役会への出席に加えて必要と認める社内の重要会議に出席し、重要事項の報告を受けるほか、意見を述べることとする。

- 9. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する事項
 - a. 監査役が、その職務執行について生じる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ①取締役4名のうち2名を社外取締役、監査役3名全員を社外監査役としてそれぞれ選任しており、社外取締役及び社外監査役が中立的な立場から有益な監督及び監査を行える体制を整備し、経営監視機能の強化を図っております。なお、取締役候補者の選任は、任意で設置した指名・報酬委員会の審議に基づき、取締役会において決定するプロセスとなっております。
- ②主な会議の開催状況として、取締役会は23回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が全てに出席いたしました。その他、監査役会は18回開催いたしました。
- ③損失の危険の管理に関する規程その他の体制の整備のために、当社ではリスク管理規程及びコンプライアンス規程を制定しております。当該規程に基づき、代表取締役CEOを委員長とするコンプライアンス・リスク管理委員会を設立し、原則として四半期ごとに開催することとしております。当社の事業推進におけるリスクの洗い出し、重点対応リスク項目の決定、リスク対応施策の実行及びそのモニタリングを実施しております。
- ④当社では、コンプライアンスに関する取り組みを強化するため、総務法務部が開催するコンプライアンス関連研修を全社員に対して実施しました。ハラスメント防止、情報セキュリティ、個人情報保護、インサイダー取引防止、コーポレート・ガバナンス、下請法遵守といった多様なテーマでのコンプライアンス研修を実施することで、社内でのコンプライアンス意識の向上に努めております。内部通報制度につきましては、全社員に対して定期的な周知活動を行っているほか、常勤監査役に加えて外部弁護士事務所を通報窓口として設定し、窓口の複数化を実施しております。
- ⑤当社では、代表取締役直轄の内部監査室を設立しており、当連結会計年度においても内部監

査室が定めた内部監査計画に基づき、当社グループの内部監査を実施しました。当社では、内部監査の過程で不正の兆候等を検知した場合等には、監査役会へ報告することを義務化しております。さらに、内部監査室長の人事評価は、監査役会の同意を経て確定することとしております。

- ⑥監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、両代表取締役及び社外取締役、執行役員、内部監査室、会計監査人との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っております。

会社の支配に関する基本方針

当社は、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

なお、当社では、対処すべき課題への取り組みを始め、経営の効率化・収益力の向上に努めると同時に、コーポレート・ガバナンスに係る体制の充実を図ることにより企業価値を高めることが、全てのステークホルダー共同の利益に資するものと考えております。これらの取り組みは、会社の支配に関する基本方針の実現に資するものと考えております。

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	6,259,889	流動負債	2,615,059
現金及び預金	4,494,153	買掛金	36,725
売掛金及び契約資産	1,531,699	短期借入金	100,000
仕掛品	14,160	1年内返済予定の長期借入金	205,522
前払費用	94,392	未払金	820,143
未収入金	96,757	未払法人税等	39,278
その他	33,231	契約負債	49,726
貸倒引当金	△4,506	返金負債	168,809
固定資産	1,397,885	販売促進引当金	515,767
有形固定資産	53,632	決算訂正関連費用引当金	92,995
建物及び構築物	30,671	賞与引当金	268,858
工具、器具及び備品	22,961	その他	317,234
無形固定資産	102,277	固定負債	260,840
ソフトウェア	1,142	長期借入金	260,840
のれん	101,134	負債合計	2,875,899
投資その他の資産	1,241,976	純 資 産 の 部	
投資有価証券	742,998	株主資本	4,484,036
長期貸付金	101,756	資本金	21,412
差入保証金	120,365	資本剰余金	4,230,426
長期未収入金	91,326	利益剰余金	232,850
繰延税金資産	245,419	自己株式	△653
貸倒引当金	△59,890	その他の包括利益累計額	252,326
		その他有価証券評価差額金	149
		為替換算調整勘定	252,177
		新株予約権	45,512
		純資産合計	4,781,875
資産合計	7,657,775	負債純資産合計	7,657,775

連結損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上	6,697,531
売上原価	791,853
売上総利益	5,905,678
販売費及び一般管理費	5,312,866
営業外収益	592,811
受取利息	12,804
受取手数料	181
営業外費用	8,485
支払利息	14,542
株式交換差数	417
支払手数料	5,466
租税	11,111
持分法によるの	0
経常損益	728,410
特別損益	3,073
受取有価証券売却益	763,021
特別損益	148,737
関係会社清算損	23,662
税金等調整前当期純損失	17,743
法人税、住民税及び事業税	7,517
法人税等調整額	1,527
当期純利益	9,044
親会社株主に帰属する当期純利益	116,376
	3,470
	△250,765
	△247,295
	130,918
	130,918

連結株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	1,506,236	11,551,693	△8,697,142	△551	4,360,235
当連結会計年度変動額					
親会社株主に帰属する 当期純利益			130,918		130,918
自己株式の取得				△101	△101
新株予約権の行使	11,412	11,412			22,825
資本金から資本剰余金への振替	△1,496,236	1,496,236			-
欠 損 填 補		△8,828,916	8,828,916		-
連結範囲の変動			△29,840		△29,840
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	△1,484,824	△7,321,266	8,929,993	△101	123,801
当連結会計年度末残高	21,412	4,230,426	232,850	△653	4,484,036

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純 資 産 計 合 計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	その他の包括利益 累計額合計		
当連結会計年度期首残高	2,719	172,863	175,583	15,862	4,551,681
当連結会計年度変動額					
親会社株主に帰属する 当期純利益					130,918
自己株式の取得					△101
新株予約権の行使					22,825
資本金から資本剰余金への振替					－
欠 損 填 補					－
連結範囲の変動					△29,840
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額(純額)	△2,570	79,314	76,743	29,649	106,392
当連結会計年度変動額合計	△2,570	79,314	76,743	29,649	230,194
当連結会計年度末残高	149	252,177	252,326	45,512	4,781,875

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

連結子会社の数 1社

連結子会社の名称 ENECHANGE AUSTRALIA PTY. LTD.

なお、ENECHANGE Innovation Limitedは清算終了により連結子会社でなくなりました。

(2) 主要な非連結子会社の名称

該当事項はありません。

3. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社の状況

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用した関連会社の状況

持分法を適用した関連会社の数 3社

関連会社の名称 ミライズエネチェンジ株式会社

Japan Energy Capital 1 L.P.

Japan Energy Capital 2 L.P.

(3) 持分法を適用していない関連会社の状況

関連会社の名称 Japan Energy Capital合同会社

持分法を適用しない理由 当社からの出資が行われておらず、連結計算書類に及ぼす影響はないため、持分法の適用範囲から除外しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① その他の有価証券

- ・ 市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- ・ 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

②棚卸資産の評価基準及び評価方法

・仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産

（リース資産を除く）

当社は主に定率法によっております。在外連結子会社は定額法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	50年
建物附属設備	3～18年
工具、器具及び備品	4～15年

②無形固定資産（リース資産及びのれんを除く）

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法によっております。

③リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。また、信託型ストックオプションに係る未収入金については、権利行使者ごとに一定の仮定のもとに返済可能額を算定し、回収不能見込額を計上しております。なお、権利行使者と当社間で返済することについて個別合意された金額の長期未収入金については、貸倒引当金を計上しておりません。

②販売促進引当金

販売促進を目的として行う特典付与による支出に備えるため、将来発生見込額を販売促進引当金として計上しております。

③決算訂正関連費用引当金 有価証券報告書の訂正報告書を提出したことに伴い、課徴金納付命令を受ける可能性があるため、当該課徴金の見積額を決算訂正関連費用引当金として計上しております。

④賞与引当金 役員及び従業員に対して支給する賞与に充てるため支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

なお、当社グループが認識した収益に係る対価は、通常、履行義務の充足から1年以内に受領しており、重大な金融要素は含まれておりません。

①電力切替支援

消費者向け電力・ガス切替サービス「エネチェンジ」、「エネチェンジBiz」等の運営を行っており、提携企業から切替申込時の報酬及び、切替済みユーザーの電気・ガス料金に基づいて支払われる報酬を受領しております。これらは切替申込時に一時点で履行義務が充足されると判断しております。

ただし、顧客との契約における対価に変動対価が含まれている場合には、変動対価に関する定めに従って、取引対価の変動部分の額を見積り、認識した収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り取引価格に含めています。具体的には、電力切替サービスにおいて、消費者が電力供給サービスを成約後、短期間で解約した際に発生する返戻金の見込み額を返金負債として認識するとともに、切替済みユーザーの電気・ガス料金に基づいて支払われる報酬については、報酬額の見積りが可能となるユーザーの電気・ガス利用時点で収益を認識しております。

②SaaS・システム開発

エネルギー事業者向けクラウド型DXサービス「エネチェンジクラウドMarketing」「エネチェンジクラウドDR」等の運営を行っており、顧客から月額の利用料の報酬及び、カスタマイズ・コンサルティング料の報酬を受領しております。報酬は一定期間にわたり履行義務が充足されると判断しており、契約期間に応じて収益を認識しております。また、カスタマイズ・コンサルティング料の一部の報酬については、一時点で充足される別個の履行義務として収益を認識しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

投資の効果が見込まれる期間を見積り、8年以内の定額法により償却を行っております。

(6) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

5. 会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は遡及適用されませんが、当該会計方針の変更による前連結会計年度の連結計算書類への影響はありません。

6. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

7. 会計上の見積りに関する注記

投資有価証券の評価

当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上されている投資有価証券742,998千円のうち、投資事業有限責任組合出資(連結貸借対照表計上額合計721,498千円)については、持分法適用関連会社であるJapan Energy Capital 1 L.P.及びJapan Energy Capital 2 L.P.に対する出資金であり、主に、海外のエネルギーベンチャー企業への投資を行っています。

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

投資有価証券 721,498千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

投資有価証券に計上されている投資事業有限責任組合出資については、当該組合の投資先の実質価額が取得原価に比べて50%程度以上低下している場合に減損処理を行っております。

す。なお、実質価額には投資先の超過収益力が反映されているため、超過収益力の毀損の有無が重要となります。

なお、組合の直近の決算書を基礎として当該組合の投資先の減損処理を加味した持分相当額の純額を持分法による投資損益に計上しております。

②重要な会計上の見積りに用いた主要な仮定

組合の投資先の超過収益力の毀損の有無の判断においては、投資先の作成した事業計画の達成状況、事業環境の変化、資金調達状況、将来の成長性や業績に関する見通しを総合的に勘案しており、その上で、投資先の減損処理を行うべきかどうか判断しております。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

投資先企業はスタートアップやベンチャー企業等であり、これらの投資先の中長期の事業計画には、投資先が属する市場の成長やマーケットシェアの拡大見込みが含まれることから高い不確実性が伴います。将来の成長性、業績に関する見通しなどの仮定の見直しが必要となった場合、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産（純額） 245,419千円

なお、繰延税金負債と相殺前の金額は250,011千円です。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

繰延税金資産は、翌連結会計年度の予算及び将来の業績予測に基づいて課税所得を見積り、かつ実現可能性を検討し、回収可能性があると判断した将来減算一時差異に対して計上しております。

②重要な会計上の見積りに用いた主要な仮定

将来獲得しうる課税所得の基礎となる将来の事業計画には中期経営計画の方針、当連結会計年度の実績、現在の経営環境及び今後の見通しを踏まえた売上予測や販管費コントロールの見込みが含まれ、経営者の判断を伴う継続ユーザー数等の主要な仮定により影響を受けます。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

課税所得の見積りに当たって、前提とした条件や仮定に変更が生じ、その見積額が減少した場合には、繰延税金資産が減額され、税金費用が計上される可能性があります。

また、税制改正により実効税率が変更された場合に、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

8. 追加情報

国税庁は、2023年5月30日に「ストックオプションに対する課税（Q & A）」を公表し、「信託型ストックオプション」は、会社側が付与した権利を役職員等が行使して株式を取得した場合、その経済的利益が実質的な給与にみなされることから、役職員が当該ストックオプションを行使して発行会社の株式を取得した場合、その経済的利益については給与所得として源泉所得税を徴収して、納付する必要があるとの見解を示しました。前連結会計年度において、源泉所得税の要納付額を納税しましたが、未収の債権につきましては、当連結会計年度末において「流動資産」の「未収入金」に25,973千円、「固定資産」の「長期未収入金」に91,326千円計上しております。

また、権利行使者ごとに一定の仮定のもとに返済可能額を算定し、回収不能見込額について貸倒引当金を流動資産に2,839千円、固定資産に42,273千円計上しております。

9. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

該当事項はありません。

(2) 当座貸越契約

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため、取引金融機関3行と当座貸越契約を締結しております。当該契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越契約の総額	400,000千円
借入実行残高	100,000千円
差引額	300,000千円

(3) 財務制限条項

①長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む。）の一部37,534千円には以下の財務制限条項が付されております。

2021年12月期末日及びそれ以降の各会計年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、2020年12月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額、又は直近の会計年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。

②長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む。）の一部25,500千円には以下の財務制限条項が付されております。

2022年12月期末日及びそれ以降の各会計年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、2021年12月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額、又は直近の会計年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金

額以上に維持すること。

③長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む。）の一部83,320千円には以下の財務制限条項が付されております。

ア. 2024年12月期末日及びそれ以降の各会計年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、2023年12月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額、又は直近の会計年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。

イ. 2023年12月期末日及びそれ以降各会計年度末日における連結損益計算書に記載される経常損益を2期連続で損失としないこと。

なお、2026年3月期末日において上記の財務制限条項に抵触しておりますが、金融機関より期限の利益喪失にかかる権利の行使に関する通知を受けておりません。

(4) 有形固定資産の減価償却累計額 31,950千円

10. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首の株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度 末の株式数 (株)
発行済株式				
普通株式 (注1)	42,591,120	277,164	—	42,868,284
合計	42,591,120	277,164	—	42,868,284
自己株式				
普通株式 (注2)	753	319	—	1,072
合計	753	319	—	1,072

注1. 発行済株式の変動事由

新株予約権の権利行使に伴う新株の発行による増加 277,164株

2. 単元未満株式の買取りにより普通株式の自己株式の株式数は319株増加しております。

(2) 当連結会計年度の末日における新株予約権の目的となる株式の種類及び数（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）

普通株式 1,547,700株

11. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、自己資金をベースとして、金融機関からの借入及びエクイティファイナンス等でバランスよく事業投資のための調達していくことを基本方針としております。短期的な運転資金は銀行借入、長期的な資金については銀行借入及びエクイティファイナンスで調達しております。

一時的な余剰資金は預金で運用しております。純投資目的で投資事業組合への出資を行っております。

②金融商品の内容及びそのリスク

売掛金及び契約資産は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券である株式については、市場価格の変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。また、投資事業組合への出資については、発行体の信用リスク及び為替変動リスクに晒されております。

未収入金及び貸付金は、従業員等の信用リスクに晒されております。

買掛金及び未払金は、そのほとんどが3か月以内の支払期日であります。

借入金には運転資金の調達を目的としたものであり、一部を除いて変動金利による調達のため、金利変動リスクに晒されております。なお、借入金の一部に財務制限条項が付されており、詳細は「連結貸借対照表に関する注記」をご参照ください。

③金融商品に係るリスク管理体制

ア. 信用リスクの管理

当社グループは与信管理規程に従い、営業債権について各事業部及び経理財務部が取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っています。

イ. 市場リスクの管理

当社グループは、投資有価証券である株式については、定期的に時価の把握を行い、投資事業組合への出資については、発行体の財務状況を定期的に把握しております。また、為替変動リスクについては、各四半期末に為替変動による影響額を把握しております。なお、為替予約等によるヘッジは行っておりません。

借入金の金利変動リスクについては定期的に市場金利の状況を把握しております。

ウ. 流動性リスクの管理

当社グループは、年度の事業計画、投資計画及び借入金返済予定に基づき経理財務部が定期的に資金計画を作成・更新しＣＦＯに報告しております。モニタリングの結果、必要に応じて資金調達を行い手元流動性を維持することにより流動性リスクを管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。また、現金は注記を省略しており、預金、売掛金及び契約資産、短期借入金及び未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。
(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券 (※ 1)	21,499	21,499	—
長期未収入金	91,326		
貸倒引当金 (※ 3)	△42,273		
	49,053	46,438	△2,615
長期貸付金	101,756		
貸倒引当金 (※ 3)	△17,617		
	84,139	77,517	△6,621
資産合計	154,692	145,455	△9,236
長期借入金 (※ 2)	466,362	456,078	△10,283
負債合計	466,362	456,078	△10,283

(※ 1) 市場価格のない株式等の金融商品は、「投資有価証券」には含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表の計上額は以下のとおりです。

	連結貸借対照表計上額 (千円)
投資事業組合等への出資金	721,498
合計	721,498

(※ 2) 1年内返済予定の長期借入金は、「長期借入金」に含めて表示しております。

(※ 3) 個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

注1. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	4,494,153	—	—	—
売掛金及び契約資産	1,531,699	—	—	—
未収入金	96,757	—	—	—
長期未収入金	—	80,125	11,200	—
長期貸付金	—	99,370	2,386	—
合計	6,122,610	179,496	13,586	—

注2. 短期借入金及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	100,000	—	—	—	—	—
長期借入金	205,522	140,800	59,984	39,984	20,072	—
合計	305,522	140,800	59,984	39,984	20,072	—

(*1) 1年内返済予定の長期借入金は長期借入金に含めております。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

※時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 其他有価証券 株式				
	21,499	—	—	21,499
資産合計	21,499	—	—	21,499

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期未収入金	—	46,438	—	46,438
長期貸付金	—	77,517	—	77,517
資産合計	—	123,956	—	123,956
長期借入金	—	456,078	—	456,078
負債合計	—	456,078	—	456,078

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券：上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期未収入金：長期未収入金の時価は、従業員等の信用リスクを勘案し、リスクフリーレートである国債の利率で割り引いて現在価値を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期貸付金：長期貸付金の時価は、元利金の合計額と、当該債権の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いて現在価値を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金：長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

12. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループの事業は、エネルギー流通プラットフォーム事業の単一セグメントであります。なお、顧客との契約から生じる収益をソリューション別に分解した情報は次のとおりであります。(単位：千円)

ソリューション別	
電力切替支援事業	5,116,109
SaaS・システム開発事業	1,137,361
その他事業	444,060
顧客との契約から生じる収益	6,697,531
外部顧客への売上高	6,697,531

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための情報

「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 4. 会計方針に関する事項」の「(4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①顧客との契約から生じた債権及び契約負債、並びに返金負債の残高 (単位：千円)

顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	944,100
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	1,531,699
契約負債 (期首残高)	359,018
契約負債 (期末残高)	49,726
返金負債 (期首残高)	91,438
返金負債 (期末残高)	168,809

契約負債は、主に、システムの開発等に係る顧客からの前受金であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、320,429千円であります。

返金負債は、電力切替支援事業において、消費者が電力供給サービスを成約後、短期間で解約した際に電力会社に対して発生する返戻金の見込み額であります。

②残存履行義務に配分した取引価格 (単位：千円)

1年以内	27,899
1年超2年以内	14,394
2年超3年以内	5,529
3年超	1,902

13. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 110円49銭
- (2) 1株当たり当期純利益 3円06銭

14. 重要な後発事象に関する注記

当社持分法適用関連会社であるミライズエネチェンジ株式会社 (以下「ミライズエネチェンジ」) は、2026年5月19日開催の取締役会において、同社の子会社3社 (以下4社を合わせて「ミライズエネチェンジ等」) とともに民事再生手続開始の申立てを行うことを決議し、同日東京地方裁判所に申立てを行いました。

(1) 申立ての経緯

ミライズエネチェンジ等は、当社のEV充電サービス事業部を発展的に分社化する形で、EV充電インフラの構築・普及を目的に2025年3月に中部電力ミライズ株式会社 (以下、「中部電力ミライズ」) との合併会社として設立されました。その後、ミライズエネチェンジ等は、EV充電事業の拡大を目指し、事業を展開しておりましたが、EVの普及の進展が当初の想定を下回り、充電器の稼働率が低水準にとどまったこと、EV充電器の設置コストが上昇し

たこと等により、十分に収益を確保できない状況となりました。

この状況を踏まえ、当社としても、ミライズエネチェンジ等の経営体制および資金マネジメント等の管理体制の強化、コスト削減等を提案するとともにその実現に向けた支援を行うなど努力を尽くしてまいりました。また、ミライズエネチェンジ等としても、固定費の削減等を行うとともに、追加の資金調達を含め事業継続を模索してまいりましたが、EV 普及の進捗等の外部環境が不透明な中で、追加の資金調達が困難となり、かつ、自力での事業の収益化は困難となったため、ミライズエネチェンジ等は、民事再生手続きにより事業を継続し、EV 充電サービスが存続されるよう、再建を図ることになりました。

(2) ミライズエネチェンジの概要

- ① 商号 ミライズエネチェンジ株式会社
- ② 所在地 東京都中央区京橋三丁目1番1号 東京スクエアガーデン WeWork 内 14 階
- ③ 代表者 古田 裕和
- ④ 設立年月日 2025 年1月 24 日
- ⑤ 事業の内容 EV 充電サービス事業
- ⑥ 資本金 100,000,000 円
- ⑦ 株主の状況 中部電力ミライズ株式会社 51.0% ENECHANGE 株式会社 49.0%

(3) 当社の業績に与える影響

当社は、2026年3月期通期決算において、当社が保有するミライズエネチェンジ株式全額に対して持分法適用会社評価損を 539 百万円計上していること、および、現時点で当社がミライズエネチェンジ等に対して有している債権債務は僅少であることから、当社グループの連結決算における影響額は軽微です。

(4) 今後の方針

ミライズエネチェンジ等は、スポンサーからの支援を受けて再建を図る方針であり、今後、再生手続の下で事業を継続するとともに、フィナンシャル・アドバイザーを通じて広くスポンサー候補者を公募し、スポンサーの選定を進める予定と報告を受けております。また、スポンサー選定期間中に必要な運転資金については、中部電力ミライズにおいて資金支援を行う予定と報告を受けております。

なお、当社は、今後ミライズエネチェンジ等が再建して経営自立できるよう、ミライズエネチェンジの株主として協力してまいります。

また、当社は、引き続き、EV 充電アプリ開発や充電スポット情報提供サービスなどの「エネチェンジMobility ソリューション」の提供を継続する予定であり、自社で充電設備資産を保有しないアセットライト戦略を通じて国内 EV インフラの発展に貢献してまいります。

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	6,259,889	流 動 負 債	2,647,963
現金及び預金	4,494,153	買掛金	36,725
売掛金及び契約資産	1,531,699	短期借入金	100,000
仕掛品	14,160	1年内返済予定の長期借入金	205,522
前払費用	94,392	未払金	853,047
未収入金	96,757	未払費用	31,215
未収収益	18,833	返金負債	168,809
立替金	37	契約負債	49,726
その他の	14,360	預り金	50,773
貸倒引当金	△4,506	販売促進引当金	515,767
固 定 資 産	1,203,085	賞与引当金	268,858
有形固定資産	53,632	決算訂正関連費用引当金	92,995
建物及び構築物	30,671	未払消費税等	235,036
工具、器具及び備品	22,961	その他	39,487
無形固定資産	102,277	固 定 負 債	283,210
ソフトウェア	1,142	長期借入金	260,840
のれん	101,134	その他	22,370
投資その他の資産	1,047,175	負債合計	2,931,173
投資有価証券	21,499	純 資 産 の 部	
関係会社株式	32,904	株 主 資 本	4,486,139
関係会社出資金	493,793	資本金	21,412
差入保証金	120,365	資本剰余金	4,362,279
長期未収入金	91,326	資本準備金	11,412
繰延税金資産	245,419	その他資本剰余金	4,350,867
長期貸付金	101,756	利益剰余金	103,100
貸倒引当金	△59,890	その他利益剰余金	103,100
		繰越利益剰余金	103,100
		自己株式	△653
		評価・換算差額等	149
		その他有価証券評価差額金	149
		新株予約権	45,512
		純 資 産 合 計	4,531,800
資 産 合 計	7,462,974	負 債 純 資 産 合 計	7,462,974

損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上		6,697,531
売上原価		791,853
売上総利益		5,905,678
販売費及び一般管理費		5,319,952
営業外収益		585,725
受取手配料	12,366	
受取手数料	181	
営業外費用	8,485	21,033
支払手数料	14,542	
株式払込手数料	417	
支為替手数料	11,111	
租税	5,250	
投資事業組合の運用	0	
経特	188,831	
特別利益	493	220,646
投資有価証券売却益	17,743	
受取会社清算益	23,662	
特別損失	5,066	46,472
固定資産除却損	800	
関係会社株式の評価損	539,578	
その他	36,496	576,875
税金引当		144,291
法人税、住民税及び事業税	2,619	
法人税等調整額	△250,011	△247,391
当期純利益		103,100

株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資本準備金	その他資本 剰 余 金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰 余 金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計
当 期 首 残 高	1,506,236	1,496,236	10,187,309	11,683,546	△ 8,828,916	△ 8,828,916
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行	11,412	11,412	－	11,412	－	－
当 期 純 利 益					103,100	103,100
自 己 株 式 の 取 得						
減 資	△1,496,236	△1,496,236	2,992,473	1,496,236	－	－
欠 損 填 補			△8,828,916	△8,828,916	8,828,916	8,828,916
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当 期 変 動 額 合 計	△1,484,824	△1,484,824	△5,836,442	△7,321,266	8,932,016	8,932,016
当 期 末 残 高	21,412	11,412	4,350,867	4,362,279	103,100	103,100

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純 資 産 計 合 計
	自己株式	株 主 資 本 合 計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	△551	4,360,315	2,719	2,719	15,862	4,378,898
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行		22,825				22,825
当 期 純 利 益		103,100				103,100
自 己 株 式 の 取 得	△101	△101				△101
減 資		-				-
欠 損 填 補		-				-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）		-	△2,570	△2,570	29,649	27,078
当 期 変 動 額 合 計	△101	125,824	△2,570	△2,570	29,649	152,902
当 期 末 残 高	△653	4,486,139	149	149	45,512	4,531,800

個別注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法 有価証券の評価基準及び評価方法

①子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

②その他の有価証券

- ・市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- ・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法
なお、投資事業組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

②棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・仕掛品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

- （リース資産を除く） 定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
- | | |
|-----------|-------|
| 建物及び構築物 | 50年 |
| 建物附属設備 | 3～18年 |
| 工具、器具及び備品 | 4～15年 |

②無形固定資産（リース資産を除く）

- ・自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法によっております。
- ・のれん 投資の効果が見込まれる期間を見積り、8年以内の合理的な年数により均等償却しております。

③リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。また、信託型ストックオプションに係る未収入金については、権利行使者ごとに一定の仮定のもとに返済可能額を算定し、回収不能見込額を計上しております。なお、権利行使者と当社間で返済することについて個別合意された金額の長期未収入金については、貸倒引当金を計上していません。

②販売促進引当金

販売促進を目的として行う特典付与による支出に備えるため、将来発生見込額を販売促進引当金として計上しております。

③決算訂正関連費用引当金

有価証券報告書の訂正報告書を提出したことに伴い、課徴金納付命令を受ける可能性があるため、当該課徴金の見積額を決算訂正関連費用引当金として計上しております。

④賞与引当金

役員及び従業員に対して支給する賞与に充てるため支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社と顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

なお、当社が認識した収益に係る対価は、通常、履行義務の充足から1年以内に受領しており、重大な金融要素は含まれておりません。

①電力切替支援

消費者向け電力・ガス切替サービス「エネチェンジ」、「エネチェンジBiz」等の運営を行っており、提携企業から切替申込時の報酬及び、切替済みユーザーの電気・ガス料金に基づいて支払われる報酬を受領しております。これらは切替申込時に一時点で履行義務が充足されると判断しております。

ただし、顧客との契約における対価に変動対価が含まれている場合には、変動対価に関する定めに従って、取引対価の変動部分の額を見積り、認識した収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り取引価格に含めています。具体的には、電力切替サービスにおいて、消費者が電力供給サービスを成約後、短期間で解約した際に発生する返戻金の見込み額を返金負債として認識するとともに、切替済みユーザーの電気・ガス料金に基づいて支払われる報酬については、報酬額の見積りが可能となるユーザーの電気・ガス利用時点で収益を認識しております。

②SaaS・システム開発

エネルギー事業者向けクラウド型DXサービス「エネチェンジクラウドMarketing」「エネチェンジクラウドDR」等の運営を行っており、顧客から月額システム利用料の報酬及び、カスタマイズ・コンサルティング料の報酬を受領しております。報酬は一定期間にわたり履行義務が充足されると判断しており、契約期間に応じて収益を認識しております。また、カスタマイズ・コンサルティング料の一部の報酬については、一時点で充足される別個の履行義務として収益を認識しております。

3. 会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は遡及適用されますが、当該会計方針の変更による前連結会計年度の連結計算書類への影響はありません。

4. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません

5. 会計上の見積りに関する注記

関係会社出資金の評価

当事業年度末の貸借対照表に計上されている関係会社出資金493,793千円については、持分法適用関連会社であり、投資事業有限責任組合であるJapan Energy Capital 1 L.P.及びJapan Energy Capital 2 L.P.に対する出資金であり、主に、海外のエネルギーベンチャー企

業への投資を行っています。

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

投資有価証券 493,793千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

関係会社出資金については、投資事業有限責任組合の投資先の実質価額が取得原価に比べて50%程度以上低下している場合に減損処理を行っております。なお、実質価額には投資先の超過収益力が反映されているため、超過収益力の毀損の有無が重要となります。

なお、組合の直近の決算書を基礎として当該組合の投資先の減損処理を加味した持分相当額の純額を投資事業組合運用損益に計上しております。

②重要な会計上の見積りに用いた主要な仮定

組合の投資先の超過収益力の毀損の有無の判断においては、投資先の作成した事業計画の達成状況、事業環境の変化、資金調達状況、将来の成長性や業績に関する見通しを総合的に勘案しており、その上で、投資先の減損処理を行うべきかどうか判断しております。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

投資先企業はスタートアップやベンチャー企業等であり、これらの投資先の中長期の事業計画には、投資先が属する市場の成長やマーケットシェアの拡大見込みが含まれることから高い不確実性が伴います。将来の成長性、業績に関する見通しなどの仮定の見直しが必要となった場合、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産（純額） 245,419千円

なお、繰延税金負債と相殺前の金額は250,011千円です。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

繰延税金資産は、翌事業年度の予算及び将来の業績予測に基づいて課税所得を見積り、かつ実現可能性を検討し、回収可能性があるかと判断した将来減算一時差異に対して計上しております。

②重要な会計上の見積りに用いた主要な仮定

将来獲得しうる課税所得の基礎となる将来の事業計画には中期経営計画の方針、当事業年度の実績、現在の経営環境及び今後の見通しを踏まえた売上予測や販管費コントロールの見込みが含まれ、経営者の判断を伴う継続ユーザー数等の主要な仮定により影響を受けます。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

課税所得の見積りに当たって、前提とした条件や仮定に変更が生じ、その見積額が減少した場合には、繰延税金資産が減額され、税金費用が計上される可能性があります。

また、税制改正により実効税率が変更された場合に、翌事業年度以降の計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

6. 追加情報

国税庁は、2023年5月30日に「ストックオプションに対する課税（Q&A）」を公表し、「信託型ストックオプション」は、会社側が付与した権利を役職員等が行使して株式を取得した場合、その経済的利益が実質的な給与にみなされることから、役職員が当該ストックオプションを行使して発行会社の株式を取得した場合、その経済的利益については給与所得として源泉所得税を徴収して、納付する必要があるとの見解を示しました。前連結会計年度において、源泉所得税の要納付額を納税しましたが、未収の債権につきましては、当連結会計年度末において「流動資産」の「未収入金」に25,973千円、「固定資産」の「長期未収入金」に91,326千円計上しております。

また、権利行使者ごとに一定の仮定のもとに返済可能額を算定し、回収不能見込額について貸倒引当金を流動資産に2,839千円、固定資産に42,273千円計上しております。

7. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

該当事項はありません。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 31,950千円

(3) 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引金融機関3行と当座貸越契約を締結しております。当該契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越契約の総額	400,000千円
借入実行残高	100,000千円
差引額	300,000千円

(4) 財務制限条項

①長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む。）の一部37,534千円には以下の財務制限条項が付されております。

2021年12月期末日及びそれ以降の各会計年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、2020年12月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額、又は直近の会計年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。

②長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む。）の一部25,500千円には以下の財務制限条項が付されております。

2022年12月期末日及びそれ以降の各会計年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、2021年12月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額、又は直近の会計年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。

③長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む。）の一部83,320千円には以下の財務制限条項が付されております。

ア. 2024年12月期末日及びそれ以降の各会計年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、2023年12月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額、又は直近の会計年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。

イ. 2023年12月期末日及びそれ以降各会計年度末日における連結損益計算書に記載される経常損益を2期連続で損失としないこと。

なお、2026年3月期末日において上記の財務制限条項に抵触しておりますが、金融機関より期限の利益喪失にかかる権利の行使に関する通知を受けておりません。

8. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高 149,690千円
営業取引以外の取引高 90千円

9. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	753株	319株	－	1,072株
合 計	753株	319株	－	1,072株

(注) 株式の変動事由

単元未満株式の買取りによる増加 319株

10. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	809,997千円
ソフトウェア	317,398
関係会社株式	904,312
貸倒引当金	19,807
賞与引当金	75,270
返金負債	51,923
販売促進引当金	158,644
投資有価証券評価損	8,508
投資事業組合運用損	136,501
資産調整勘定	49,014
決算訂正関連費用	28,604
その他	30,328
繰延税金資産小計	<u>2,590,311</u>
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△809,997
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	<u>△1,530,302</u>
評価性引当額小計	<u>△2,340,299</u>
繰延税金資産合計	<u>250,011</u>
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	<u>△4,592</u>
繰延税金負債合計	<u>△4,592</u>
繰延税金負債の純額	<u>245,419</u>

11. 関連当事者との取引に関する注記

関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の 所有（被所有） 割合	関連当事者との 関係	取引内容	取引金額 (千円) (注1)	科目	期末残高 (千円) (注1)
子会社	ENECHANGE Innovation Limited (注2)	所有 直接 100.0%	役員の兼任	清算に伴う 残余財産の分配	78,700	-	-
関連会社等	Japan Energy Capital 1 L.P.	所有 直接 22.91%	投資事業組合への 出資	投資事業組合への出資	9,260	関係会社 出資金	109,423
	Japan Energy Capital 2 L.P.	所有 直接 23.80%	投資事業組合への 出資	投資事業組合からの払戻	16,290		
				投資事業組合への出資	68,143	関係会社 出資金	384,370

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 取引金額には消費税等を含めておりません。

2. 連結子会社であったENECHANGE Innovation Limitedは2025年10月21日付で清算終了しております。

役員等

種類	役員等の名称	議決権等の 所有（被所有） 割合	関連当事者との 関係	取引内容	取引金額 (千円) (注1)	科目	期末残高 (千円) (注1)
役員	曾我野 達也 (注2)	被所有 直接 0.38%	取締役	貸付金の返済	12,568	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

2. 曾我野 達也氏は2025年6月24日に当社取締役を退任しております。

12. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 104円66銭

(2) 1株当たり当期純利益 2円41銭

13. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための情報

「2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

14. 重要な後発事象に関する注記

重要な後発事象に関する注記は、連結注記表「重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月25日

ENECHANGE株式会社
取締役会 御中

監査法人アヴァンティア
東京事務所
指 定 社 員 公認会計士 藤田 憲三
業務執行社員
指 定 社 員 公認会計士 奥村 俊樹
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ENECHANGE株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ENECHANGE株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記（持分法適用関連会社の民事再生手続開始の申立て）に記載されているとおり、会社の持分法適用関連会社であるミライズエネチェンジ株式会社は、2026年5月19日開催の同社取締役会において、同社の子会社3社とともに民事再生手続開始の申立てを行うことを決議し、同日申立てを行っている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月25日

ENECHANGE株式会社
取締役会 御中

監査法人アヴァンティア
東京事務所
指 定 社 員 公認会計士 藤田 憲三
業務執行社員
指 定 社 員 公認会計士 奥村 俊樹
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ENECHANGE株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記（持分法適用関連会社の民事再生手続開始の申立て）に記載されているとおり、会社の持分法適用関連会社であるミライズエネチェンジ株式会社は、2026年5月19日開催の同社取締役会において、同社の子会社3社とともに民事再生手続開始の申立てを行うことを決議し、同日申立てを行っている。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第11期事業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 監査法人アヴァンティアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 監査法人アヴァンティアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以上

2026年5月26日
ENECHANGE株式会社 監査役会

常勤監査役 (社外監査役)	日岡 篤史	Ⓔ
監査役 (社外監査役)	登坂 瑞穂	Ⓔ
監査役 (社外監査役)	鈴木 有希	Ⓔ